平成２４年（フ）第４８１号
広島市安芸区矢野町752番地の689
破産者　小松　健一
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５号
大分県国東市武蔵町糸原2585番地１　パーラーシルクロード
破産者　中道　勝之
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
北海道帯広市西24条南１丁目43番地26
破産者　谷口　成敏
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第９号
秋田県大仙市大巻字宅地10番地
破産者　菅原　廣光
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第７２号
山形県長井市今泉1125番地２　ブリリアントＢ202号
破産者　木村　　満（旧姓齋藤）
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第８１４号
神奈川県大和市下鶴間1596番地１　グリーンリーブス中央林間Ｂ棟102号
破産者　井上　　潤
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８１５号
神奈川県大和市下鶴間1596番地１　グリーンリーブス中央林間Ｂ棟102号
破産者　井上　惠子
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６２４号
横浜市南区真金町２丁目22番地13　ビッグヴァンステイツ横浜大通り公園501
破産者　秋山　　豊
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６８８号
東京都台東区雷門１丁目１番１―801号　Ｒｉｓｉｎｇ　ｐｌａｃｅ　浅草、開始決定時の住所横浜市金沢区能見台東１番１―403号
破産者　高安公美子
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７号
石川県加賀市美谷が丘51番地の１
破産者　ヤマシタ住建こと　山下　　勇
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第４７号
岐阜県羽島郡笠松町円城寺971　愛生病院内、住民票上の住所岐阜県各務原市三井町６丁目51番地
破産者　石井　てる
法定代理人成年後見人　岩田　有紀
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
愛知県一宮市時之島字古薬師27番地　市営時之島住宅１―401号
破産者　桂川　　薫
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４２８号
京都市南区上鳥羽高畠町89番地　サウスビン105号室
破産者　三井　弘重
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７１３号
京都市伏見区桃山町因幡31番地７　パデシオン桃山526号
破産者　上野　和彦
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４２号
山口県宇部市大字東岐波4851番地３
破産者　山本　勝章
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５３号
山口県防府市大字新田1000番地の８
破産者　阿部　勝志
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６２号
山口県長門市油谷新別名1314番地２
破産者　和田　嘉太
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第４２号
香川県さぬき市鴨部1811番地12
破産者　古田　　登
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２６８号
埼玉県北本市本宿２丁目100番地
破産者　長谷川怜子
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係